

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年7月3日

**【会社名】** スターゼン株式会社

**【英訳名】** Starzen Company Limited

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 中津濱 健

**【本店の所在の場所】** 東京都港区港南二丁目5番7号

**【電話番号】** 03 - 3471 - 5521 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部 次長 柴崎 久記

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区港南二丁目5番7号

**【電話番号】** 03 - 3471 - 5521 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部 次長 柴崎 久記

**【縦覧に供する場所】** 名称株式会社東京証券取引所  
(所在地) (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金8円 総額652,318,792円

□ 効力発生日

平成27年6月29日

#### 第2号議案 株式併合の件

当社普通株式について、10株を1株に併合するものであります。なお、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配するものであります。

イ 株式併合の効力発生日

平成27年10月1日

□ 効力発生日における発行可能株式総数

20,000,000株

#### 第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案「株式併合の件」が承認可決することを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を株式併合の効力発生日である本年10月1日に減少させるため定款第5条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため定款第7条を変更するものであります。

なお、本変更については、第2号議案における株式併合の効力発生日である平成27年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても責任限定契約を締結できるよう、定款第30条第2項および第41条第2項を変更するものであります。

#### 第4号議案 取締役11名選任の件

取締役として、鷗橋誠一、中津濱健、永野章、中井俊夫、寺師孝一、茂原馨、矢野勉、入江泰明、鈴木宏、太田泰介、染谷止水の11名を選任するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金処分の件	55,856	99	0	(注)1	可決	97.77
第2号議案 株式併合の件	55,735	220	0	(注)2	可決	97.56
第3号議案 定款一部変更の件	55,768	187	0	(注)2	可決	97.62

第4号議案 取締役11名選任の件							
鶉 橋 誠 一	55,458	497	0		可決	97.08	
中 津 瀨 健	56,585	370	0		可決	97.30	
永 野 章	55,676	279	0		可決	97.46	
中 井 俊 夫	55,716	239	0		可決	97.53	
寺 師 孝 一	55,715	240	0	(注) 3	可決	97.53	
茂 原 馨	55,712	243	0		可決	97.52	
矢 野 勉	55,713	242	0		可決	97.52	
入 江 泰 明	55,621	334	0		可決	97.36	
鈴 木 宏	53,054	2,901	0		可決	92.87	
太 田 泰 介	54,515	1,440	0		可決	95.42	
染 谷 止 水	53,212	2,743	0		可決	93.14	

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。